

平成29年度 事業計画書

社会福祉法人 身体障害者自立協会

平成29年度事業計画（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

はじめに

平成25年4月1日にこれまでの障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、各事業所はその対応に追われることとなり、当法人としても同様に新たな法・制度に合せた業務や環境整備に取り組んできたところであります。

今年度（平成29年度）4月1日には、既に平成28年3月31日に第190回通常国会で可決されている「社会福祉法の一部を改正する法案」が施行されます。法改正のポイントは、（法改正が当法人にもたらす影響として）[組織経営のガバナンスの強化]としての評議員会の必置と権能の強化拡充、[財務規律の強化]として社会福祉充実残額（再投下財産額）の明確化と当該財産を有する場合には社会福祉事業等の新規実施・拡充に係る計画の作成であります。

法改正に備えて既に定款の改定を行いましたが、平成29年度には通年に渡り改正法の趣旨を順守すると共に、従前に増して事業運営の透明性を図ってまいりたいと考えております。

当法人の事業である障害者支援サービスにおいては、法人の前身であった任意団体から40年、一貫して「どんな障害者も一生懸命に額に汗して働いてお金を得ることが自立につながる」との強い信念のもと事業を進めてきました。法人設立後も利用者の心と言葉に耳を傾け、利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる、いわゆる社会的自立が図れるように支援し導くことを基本理念、事業の柱建てとしております。

現在、当法人は障害者福祉サービス事業として「生活介護事業」「就労継続支援B型事業」「就労移行支援事業」の3事業を展開しております。さらに、関連法人において、身体障害者グループホーム並びに障害者居宅介護事業を行い利用者の包括的支援を図っております。

障害者福祉サービス3事業部門全体に渡って、これまでに蓄積してきた経験や実績の積み重ねが当法人の歴史を紡いでいるものと自負するところであります。しかしながら現状に満足することなく、常に福祉サービスの質の向上を模索し積極的に取り入れることはもとより、職員が安心して働ける雇用環境の整備そして法人の安定性と持続性の確保に努め、今後とも当法人の所期の目的、理念の具体化を図ってまいります。

平成29年度の法人本部及びサービス事業3部門全体の事業としては次の通り計画をしております。

まず法人本部としては

1. 組織経営のガバナンスの強化

社会福祉法人のガバナンスの強化が、仕組みとして機関設計され、法に位置づけられました。

理事・監事の権限・義務・責任の明確化、評議員会による理事等を牽制監督する仕組み（評議員の権限強化）などありますが、当法人自らが自律的に適正な運営を確保するため適宜、役員会及び評議員会を開催しガバナンスの強化を図ります。

2. 職員の資質向上のための研修会の実施

当施設利用の障害者の皆さんに良質な障害者サービスを提供し、職員一人一人が地域福祉の担い手の一人でもあるとの理解を深めるために人権研修、虐待防止研修、地域福祉に関する研修等を実施します。

平成29年度研修計画一覧表

研修種別	実施予定日	対象	研修テーマ	講師等
障害者虐待防止研修	5月下旬	役員・全職員	防ごう障害者虐待	未定
人権研修	10月中旬	役員・全職員	未定	未定
地域福祉研修	11月下旬	役員・全職員	障害者と地域福祉	未定

3. 「共生型サービス（障害福祉サービスの通所施設での介護保険の適用）」に向けての研究等

障害福祉サービスのサービス事業所として指定を受けているだけでは介護保険サービスは行えないのが現行の制度であります。このままでは65歳を迎え、介護保険を優先して利用する障害者は、慣れ親しんだ事業所を離れて他に移らなければなりません。国では「共生型サービス」を設け、障害者サービスの通所事業所が介護保険サービスの事業所としての認定を得られやすくするとの方向で調整に入っています。当法人のサービス利用者には65歳目前の方も居られることもあり、国の動きを注視し「当法人施設で介護保険制度利用が可能に」を目指して、制度改正に対応可能な準備を始めてまいります。

4. 成年後見制度に基づく法人後見の受任に向けての体制づくり

知的障害、精神障害、高齢などにより判断能力が不十分な成年者を保護し、支援する制度が成年後見制度であります。一般的に後見人は弁護士、司法書士、社会福祉士が受任し就任することが知られていますが、法人自体が後見人になることが拒まれてるわけではありません。社会福祉協議会を始めとする当法人のような社会福祉法人が後見人になることは、後見を求める人に対して、普段の事業内容からしてもそのノウハウが生かせるなど期待の度合いも高くなっております。社会福祉法人としての社会的責任の一翼を担うべく、当法人自らが法人後見人を受任できるように、法人後見開始に伴う関係機関との調整、規定整備などを進めてまいります。

5. 年間行事スケジュール

当法人の全利用者が一堂に会して、毎年宿泊キャンプ、運動会などを実施することにより利用者の健康増進、精神的つながりを図っております。
平成29年度のスケジュールは別紙資料1の通りであります。

次にサービス事業3部門ごとの事業計画として

[障害者生活介護事業（シオンの家）]

生活介護事業には現在、定員23名、実利用者は27人（うち車いす18人）、職員（生活支援員）は14人です。限られたスペースを工夫して使用しておりますが、昼食時などは食事介護等もあり、余りにも狭隘、手狭の現状です。
この現状を解消することが前年度からの課題であり、利用者の増加が見込まれる今年度は所謂待ったなしの喫緊の課題であります。

しかしながら、当法人は同一建物で就労継続支援事業も行っており、そこにもクッキー作りスペースの衛生確保問題、狭隘の解消などの課題があり、生活介護事業部門の課題と一体的な解決が不可欠であります。

昨年度には施設におよそ隣接する所に約130㎡の土地を購入いたしました。当該土地を最大限活用し、現状の諸課題を解決すると共に、新たな利用者を受け入れられるように本年度内に具体的な計画を策定し、基本設計・実施設計等を行ってまいります。

生活介護事業の定員、実利用者は先に示した通りであります。平均利用者は1日当たり23.7人（平成28年）です。国の定める職員配置基準は利用者1.7人に生活支援員が1人となっております。現状でも配置基準を下回っており、早急な是正を図り適切な人員でもって、多種障害、重度重複の利用者が多い生活介護事業に混乱が生じるこ

となく安定的な運営を進めてまいりたいと考え、新年度には少なくとも1名以上の職員を採用してまいります。

[障害者就労継続B型事業（工房ナザレ）]

就労継続B型事業の定員は30名で現在の利用者は27人で平成28年平均利用者は23.9人です。職員配置は職業指導員3人、生活支援員2人です。定員で若干の余裕がありますが、平成29年4月1日には支援学校卒業者2名が通所予定であり、利用者は29人と概ね定員が満たされます。

就労継続支援B型では、パン、クッキー等を製造し、街頭販売、定期販売、納品と販売の多様化を図り毎年販売額が伸びております。平成29年度もさらに販路を開拓し販売額の増加と収益増加に努めてまいります。パンもクッキーも好評であります。お買い上げいただいている人に更に満足頂けるように、前年度に引き続き製造に携わる利用者、支援職員のスキルアップを図ってまいります。

パンの販売は新しい販路も開拓できたことなどにより、製造部門は多忙を極め製造品が間に合うかと不安の毎日でもあります。さらに販売箇所や販売個数が増加すれば、今以上に職員・利用者のパンの焼成作業の負担が大きくなり、製造が追いつかない状況が避けられなくなるのは必定であります。このことは機械設備の劣化が著しいことと、機械そのものが古く能力が低い事などが原因であります。そこで、平成29年度には新しいパン焼成機（コンパクトベーカリーシステム）の導入を予定するものであります。このシステムの導入は、パンの焼き上げ工程時間が大幅に短縮されるなど効率化が実現され、作業者の負担軽減が図れるもの、安定した供給体制が確立されるものと考えております。具体的には、午前中のパン焼成が約300個から約450個となり、パンの種類も現状では10種類が限度であったものが14種類に増やすことが可能です。

何よりも、「ゆとりある就労支援サービスと働く楽しさの向上」と言う本来の基本コンセプトを提供できるものと考えております。

コンパクトベーカリーシステムの導入費用は概ね150万円ですが29年度予算に計上致しております。

また、生活介護部門で述べたように、クッキー作りにおいては、狭隘なスペースのため作業効率が悪く生産性の向上が図れないなど、早急な改善が必要なことはここ数年来のものであります。生活介護部門の課題と共に一体解決を目指します。

（解決手法については生活介護部門に示しています）

[障害者就労移行支援事業（ワークス落穂）]

就労移行事業は定員7人で職員配置は、就労支援員1名、職業指導員1名、生活支援員1名の3名で、利用者は平成29年度当初から1名となる見込みであります。定員に比して利用者がいない時もあり、前年度に引き続き利用者の確保に努めてまいります。具体的手法としては、平成29年1月から実施している就労移行支援事業の利用者受け入れのチラシを近隣地域にポスティングしておりますが、これを継続実施してまいります。さらにその効果を見定めつつポスティング範囲を広げるなど利用者を幅広く求めることといたします。

なお、事業3部門それぞれの一日のタイムスケジュールについては別紙資料2の通りであります。昨年度と大きな変更はありませんが、利用者の皆さんの特性やニーズに鑑み、その個性や能力が発揮できるように支援してまいります。

おわりに

平成29年度のいずれの事業計画も、利用者の皆さんが作業を通して社会的繋がりを感じられると共に、安全で安心して日々穏やかに過ごせる居場所が、当法人のそれぞれの部門事業所であることを目的とした計画であります。安全・安心を担保するために、防犯対策には万全を期し、災害時避難訓練、火災予防訓練も適宜実施してまいります。また、法人後見や通所事業所の介護保険適用に向けての準備・作業も利用者の皆さんの今後を見据えた計画であります。

なお、本事業計画のほかに、収支決算が明らかになった時点で、改正社会福祉法の定めに則り、「社会福祉充実計画」を策定する予定としております。

以上